

第6期函館市障がい福祉計画策定の趣旨等【概要版】**1 計画策定の趣旨**

障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等および障害児通所支援等を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保するために策定するもので、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざす。

2 計画の位置付け

障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画として策定するもので、障害者基本法に基づき策定している「函館市障がい者基本計画」の実施計画として位置付ける。

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする。

4 計画の策定体制

函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントを実施し、策定する。

5 計画推進のための基本的事項**(1) 計画の基本理念**

障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、必要な障がい福祉サービス等および障害児通所支援等を提供するなどさまざまな支援を行う。

(2) 計画の基本的な方向性**① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援**

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その自立と社会参加の実現を図っていくことができるよう、障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の充実を図る。

② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない一元的な制度のもとで、市が、障がい福祉サービス等の実施主体として、障がい福祉サービス等の充実に努める。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、重度化・高齢化した人や精神病床における長期入院患者等といった地域生活への移行や地域生活の継続等に課題を抱える人であっても、希望する支援を受けられるように、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた質の高い専門的な支援を切れ目無く一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図る。

また、障がいのある子どもが、障がい児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、医療的ケア児といった専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

⑥ 障がい福祉人材の確保

安定的な障がい福祉サービス等の提供体制およびそれを担う人材を確保するために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の積極的な周知・広報等に協力して取り組む。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られられるようにする情報保障の確保を図る。

特に、障がいのある人が文化芸術を鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加し、または、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恵みを受け取るなどの社会参加の多様なニーズを踏まえた環境の整備を推進する。